

3月度 役員会資料

見守り隊員が3月中に行う作業について

1) 窓口担当隊員による援護希望者との面談

- ① メインの窓口担当隊員はサブ担当隊員と出来るだけ一緒に3月20日までに対象者（または代行者）と面談し、自分達が見守り隊の窓口担当として災害時の安否確認と避難サポートのプランづくりのお世話をすることを了承してもらってください。
- ② メインもサブもどちらも知己の関係にない対象者の窓口担当になっている場合は、区の台帳登録者については民生委員に紹介を依頼し、それ以外の方は班長等の近隣者に紹介の協力をお願いしてください。
- ③ 面談して聴取していただく事項は別紙「平成22年3月度 災害時援護希望者調査票」記載の通りです。昨年からの調査結果は別紙に記載してありますが、内容について誤りや変更がないかを再確認してください。

2) 近隣支援者の選定

- ① 援護希望者と相談して、災害時に安否確認と避難サポートをお願いできる近隣支援者を選定してください。
- ② 選定したい近隣支援者が居る場合には、その方と面談の機会を設けて具体的に支援してもらえることを確認してください。同時に調査表に記載してある支援にあたって配慮すべき事項や緊急連絡先等について、窓口担当隊員と情報を共有してもらってください。この作業も3月20日までに完了させてください。過去の調査で希望者から指名されているケースについても再確認をお願いします。
- ③ 近隣支援者の選定が出来ない場合は窓口隊員が直接支援を引き受けることもやむを得ないと思います。ただし町会役員は住居間の隔たりや災害時には震災救援所の立上げ作業等で、現実問題として安否確認までで精一杯と想定されます。
近隣支援者が不在の場合の避難サポートは救援所開設後に編成して派遣するサポートチーム到着まで長ければ数日間待ってもらう場合もあることを納得してもらってください。

3) 面談結果報告と「サポートカード」の作成・配布

- ① 援護希望者と近隣支援者との面談で聴取または再確認した事項を別紙「3月度調査表 提出用」に記入して3月20日までに見守り隊事務局（志達）に提出してください。（昨年の調査で既にご報告いただいた方の分についても、恐縮ですが再確認のため改めて別紙に記入して提出してください。）
- ② 別紙で提出された内容をもとにして、事務局でフォトフレームに入れた「サポートカード」を3月中に作ります。このカードを援護希望者に配布して「災害発生時

にすぐ見える場所に置いておくこと」を要請してください。(近隣支援者向けのカードも近々準備したいと思います。)

4) 定期的巡回訪問

- ① 杉並区の要援護者登録台帳は3月、6月、9月、12月に更新されます。この更新にあわせて各翌月の4月、6月、9月、1月には「見守り隊巡回訪問週間」を決めて、窓口担当隊員は対象者の状況を確認することにしたいと思います。

巡回月であるなしにかかわらず対象者に変化があれば直ちに事務局に報告をしてください。

- ② 区の登録者以外の対象者も災害時の援護希望だけの方は3ヶ月に一度の巡回を登録者と同時期に実施することで問題はないと考えます。

平常時に巡回を希望されている対象者に対しては最低月1回は訪問して安否確認を実施して欲しいと考えます。

- ③ しかしながら、本来的にはこの見守り隊の発足の趣旨は、町会内に在住の独居もしくはそれに準ずる状態のご高齢者の平常時の安否確認や孤立回避を心がけて、無縁社会化を阻止する狙いでスタートしたプロジェクトです。昨年からの調査結果では何故か判りませんが、平常時にはほとんどの高齢者が巡回を希望されなかった結果、区の要請に呼応した台帳登録者支援プランづくりが主流になりました。「このままで本当に良いのか？」という疑問が残ります。調査された皆さんのご意見もお聞きして、再度の状況判断が必要ではないかと思えます。

4) その他のご相談すべき事項

- ① 和田地区の他の町会では最近「救急隊」の組織がスタートして、心肺蘇生を中心に区の主催する「すぎなみ地域大学」や保健所で正式なトレーニングを受けた救急技術の有資格者の養成に力を入れ始めているようですが、当町会の見守り隊にもこの機能を付加させるかどうかは新年度の課題になりそうです。

- ② 他町会の「救急隊」は隊員を町会員から公募して組織しているところもあるように仄聞しています。当町会の見守り隊は先ずスタートの組織基盤づくりという判断から町会役員(顧問を含む)に限定してスタートさせましたが、近い将来どういう組織にするべきかについての意見交換が必要だと考えます。

以上

H22, 3, 3

見守り隊事務局